

桂浜公園駐車場管理事務所解体に伴う 電気設備工事

図面目次

No	図面名称
E-01	特記仕様書（1）
E-02	特記仕様書（2）
E-03	附近見取図、配置図、工事概要
E-04	撤去分電盤結線図、盤類参考姿図、分電盤類結線図
E-05	平面詳細図（施工前・施工後）
E-06	舗装撤去平面図及び仮設計画図、急速充電器・引込柱及び分電盤施工参考図

桂浜公園駐車場管理事務所解体に伴う電気設備工事 特記仕様書							項目	特記事項			項目	特記事項																											
<p>I 工事概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事場所 高知市浦戸779番1号 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法に基づく延べ面積</th> <th>主要用途</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>都市計画法に基づく用途地域</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>桂浜公園駐車場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 工事種目 桂浜公園駐車場 1 構内配電線路 一式 3 撤去工事 一式 2 電灯設備 一式 4 発生材処理 一式</p> <p>4. 関連工事等 ・建築工事 ・電気設備工事 ・給水設備工事 ・空調設備工事 ・植栽工事 ・外構工事 (○) 解体工事</p> <p>5. 概工期日 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>6. 部分使用 (工事請負契約書第34条第1項)</p> <p>II 設備工事仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> 特記仕様 <ol style="list-style-type: none"> 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 「週休2日制モデル工事」の実施について ・発注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(當緒工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由): 							建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	主要用途	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考	桂浜公園駐車場								16 総括安全衛生管理義務者の指名 ⑯ 発生材の処理	<p>配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関して、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備検定合格者 (交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識、技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関する専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の處理及清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び画面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分・海上投棄又は再販)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の零を提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、二週期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 • 引き渡しを要するもの () • 現場再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート) ※ 有価物処理を図るもの (※ 金属) 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 • 特別管理産業廃棄物の処理方法 (※ P C B 使用機器) P C B 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ※ フロン類の回収・破壊を図るもの (※ 業務用エアコンディショナー ※ 冷蔵冷凍機器) フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理業者及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 • 特殊な建設副産物 (※ 六つ化硫酸黄ガス ※ イオン化式煙感知器) 開閉器に含まれる六つ化硫酸黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p><せっこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 管理型最終処分場で埋立処分 (※ 製造業者に処分を委託) 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 • 管理型最終処分場で埋立処分 (※ 再資源化施設で再資源化)</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上) a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jaic.or.jp)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>事前調査範囲 (※ 改修範囲 貸与資料 (※ 既存の設計図書 分析調査 (※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 分析方法 (※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 • 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働者が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に工事の実施の連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 • 別途解体工事の現場施工(令和7年3月中旬予定)までに、管理事務所から屋外へ電力引込の切替を完了すること。 • 工事期間中、駐車場内の照明は、夜間に点灯できる状態を維持すること。 • 全ての現作業を令和7年4月25日までに完了させること。 • 施工については事前に現地の調査を要す。</p> <p>工事請負契約後、速やかに工事目的、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>※ 金銭の保証方式 • 有 ○無</p> <p>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他の職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p>			資 格	資 格 要 件	配置人数	1, 2級交通誘導警備検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識、技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に関する専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経年数)が1年以上であるもの	人	23 特別な材料の工法 24 技能士の適用 25 完成時の提出物	<p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>本工事に該当する工事種目に応じて、下記项目的技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 配管施工(配管工事) 熱絶縁施工(保温工事) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) 冷凍空気調和機器施工 <p>(1.5.2) [1.6.2]</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 黒表紙文字製本(A4版) (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験結果書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) 1部 ※ 要 • 不要 完成図2折り軽本(A3版) 1部 ※ 要 • 不要 CADデータ(画面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 • 不要 PDFデータ(全画面を1ファイル) 1部 ※ 要 • 不要 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ※ 要 • 不要 工具類(錆鉄蓋フック・制水弁ハンドル・掃除用ハンドル) • <p>(1.7.1) [1.8.2]</p>		
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	主要用途	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考																																
桂浜公園駐車場																																							
資 格	資 格 要 件	配置人数																																					
1, 2級交通誘導警備検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識、技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																																					
交通誘導に関する専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経年数)が1年以上であるもの	人																																					
項目	特記事項																																						
一般共通事項																																							
① 官署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官署との他の関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者が負担する。 (1.1.3) [1.1.3]																																							
② 工事実績情報サービス(CORINS)への登録 (請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリズ・テクリス登録等に関する規約」による。 (1.1.4) [1.1.4]																																						
③ 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員会立の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。 (1.1.5) [1.1.5]																																							
④ 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 (1.2.1) [1.2.1]																																							
⑤ 総合図 工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1.2.3) [1.2.3]																																							
⑥ 施工図等の取扱い 施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 (1.2.3) [1.2.3]																																							
⑦ 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 (1.2.4) [1.2.4]																																							
⑧ 工事写真 工事写真是L版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版面紙) 撮影方法は、国土交通大臣官房官房営繕部監修「常緒工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説工事写真的撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。 (1.2.4) [1.2.4]																																							
⑨ 下請負者の報告 各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。 (1.3.2) [1.3.2]																																							
⑩ 電気保安技術者 適用する																																							
⑪ 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示 その他の施工条件 ○ 作業時間及び工事車両の置き場については、別途施工管理者と協議とする。 ○ 大きな騒音又は振動を伴う作業については施工管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場合がある。 ○ 別途解体工事の現場施工(令和7年3月中旬予定)までに、管理事務所から屋外へ電力引込の切替を完了すること。 ○ 別途解体工事の現場施工(令和7年3月中旬予定)までに、管理事務所から屋外へ電力引込の切替を完了すること。 ○ 工事期間中、駐車場内の照明は、夜間に点灯できる状態を維持すること。 ○ 全ての現作業を令和7年4月25日までに完了させること。 ○ 施工については事前に現地の調査を要す。																																							
⑫ 工事の保険 工事請負契約後、速やかに工事目的、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。																																							
⑬ 契約保証 ※ 金銭の保証方式																																							
⑭ 前払金支出割合区分補正																																							
⑮ 交通誘導警備員																																							

工事概要

- 桂浜公園駐車場管理事務所解体に伴う分電盤の仮設及び新設
- 管理事務所解体に伴う配線・配管撤去及び新設分電盤へ既設照明柱、料金所及び監視ボックス電源用配線・配管接続
- 電気自動車用急速充電器及び引込開閉器盤の撤去
- 構内柱の支線撤去新設
- 上記に伴う土工事

N

詳細はE-05図参照

解体予定建物（管理事務所）

ロード

駐

車

場

マ

イ

ク

ロ

桂浜汚水処理施設

監視ボックス

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

路

段

階

出

口

用

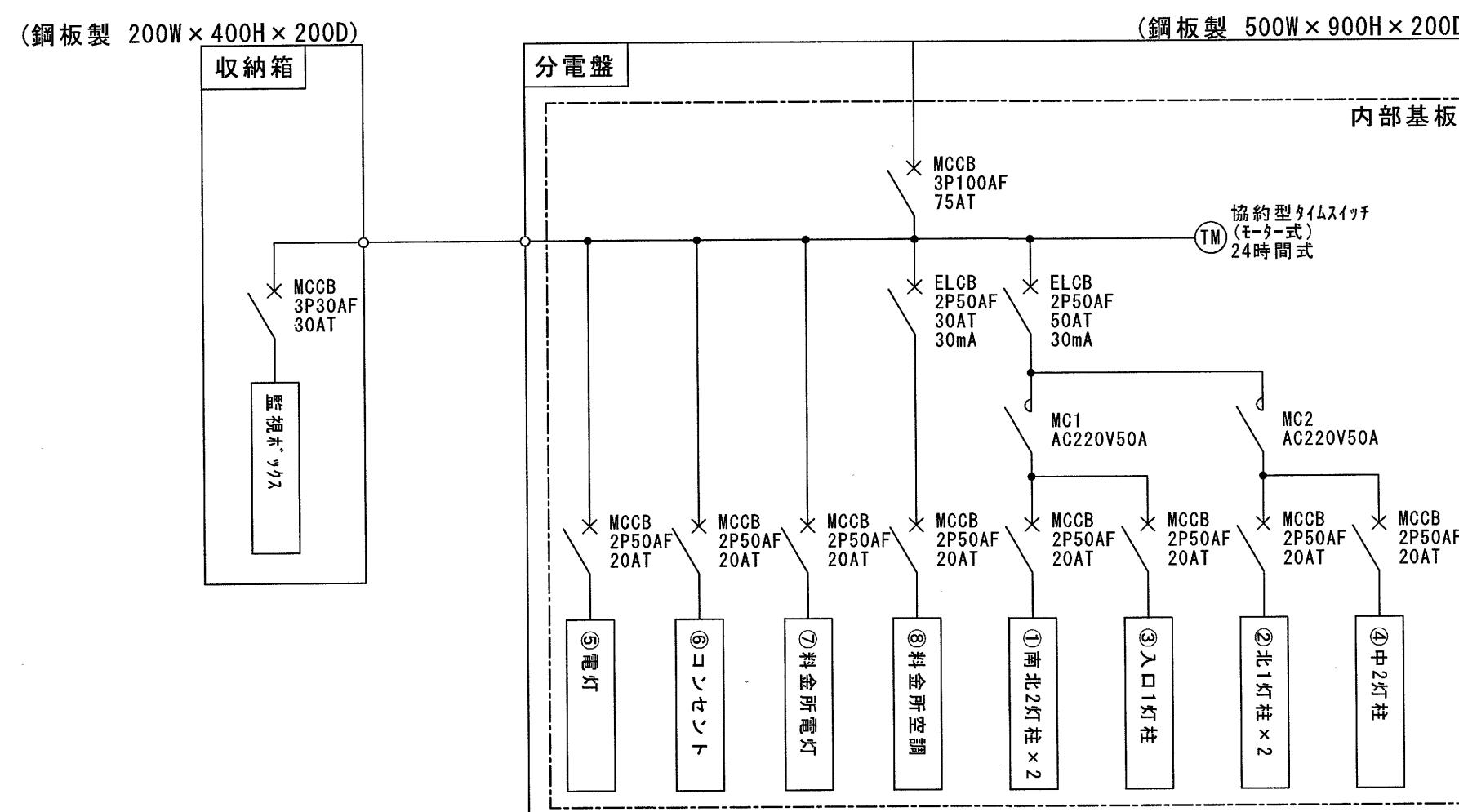
路

段

階

出

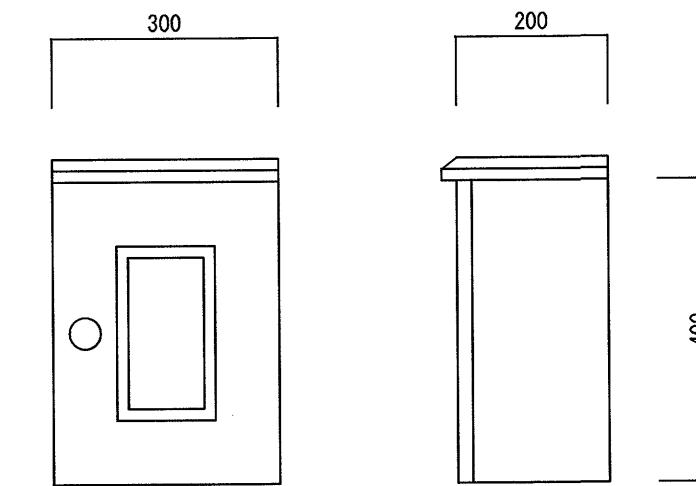
口</



分電盤内部機器は、内部基板ごと取外し、屋外用キャビネットに取り付けて仮設分電盤として使用すること。

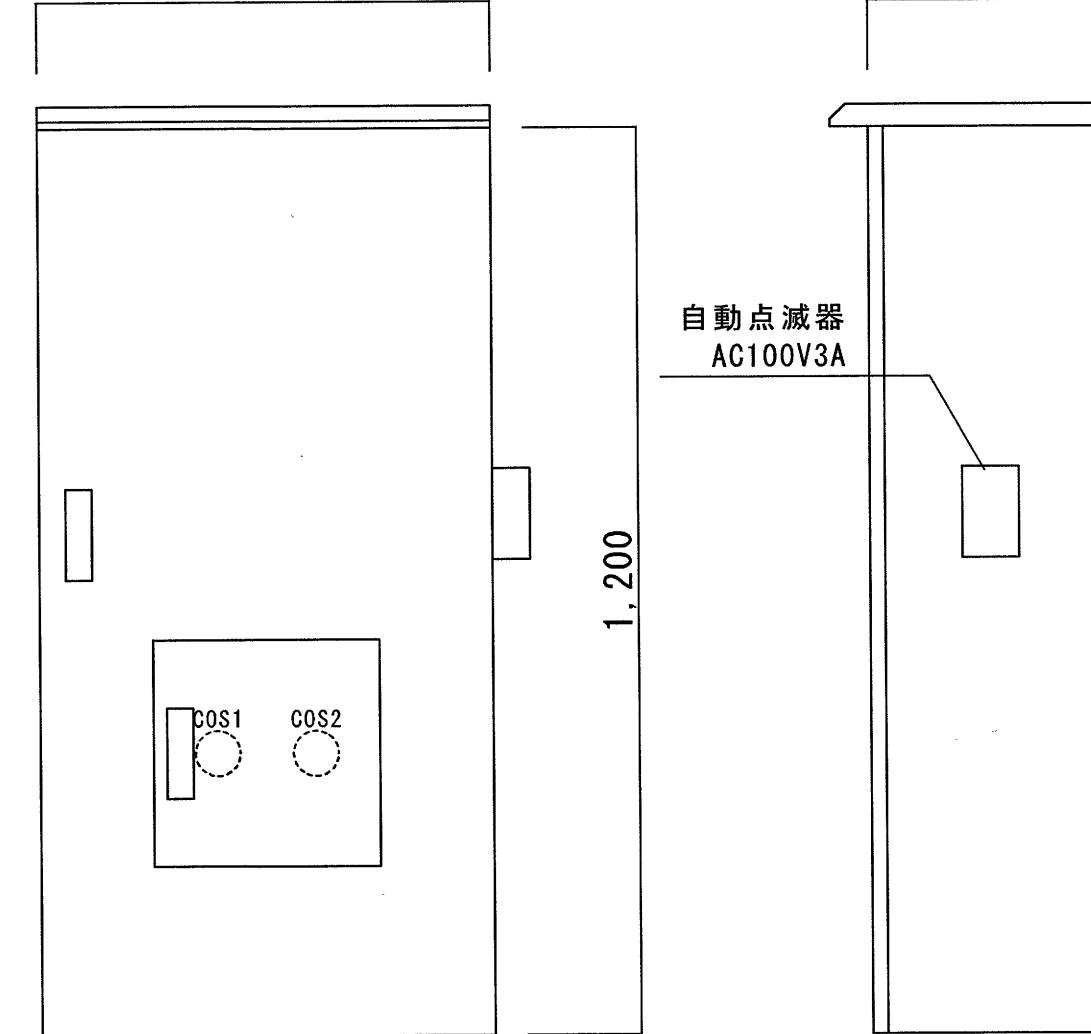
仮設分電盤用屋外キャビネット仕様
屋外露出型（電柱取付） W600×H1,000×D200程度
鋼板製 メーカー標準色
※既製品可

撤去分電盤結線図



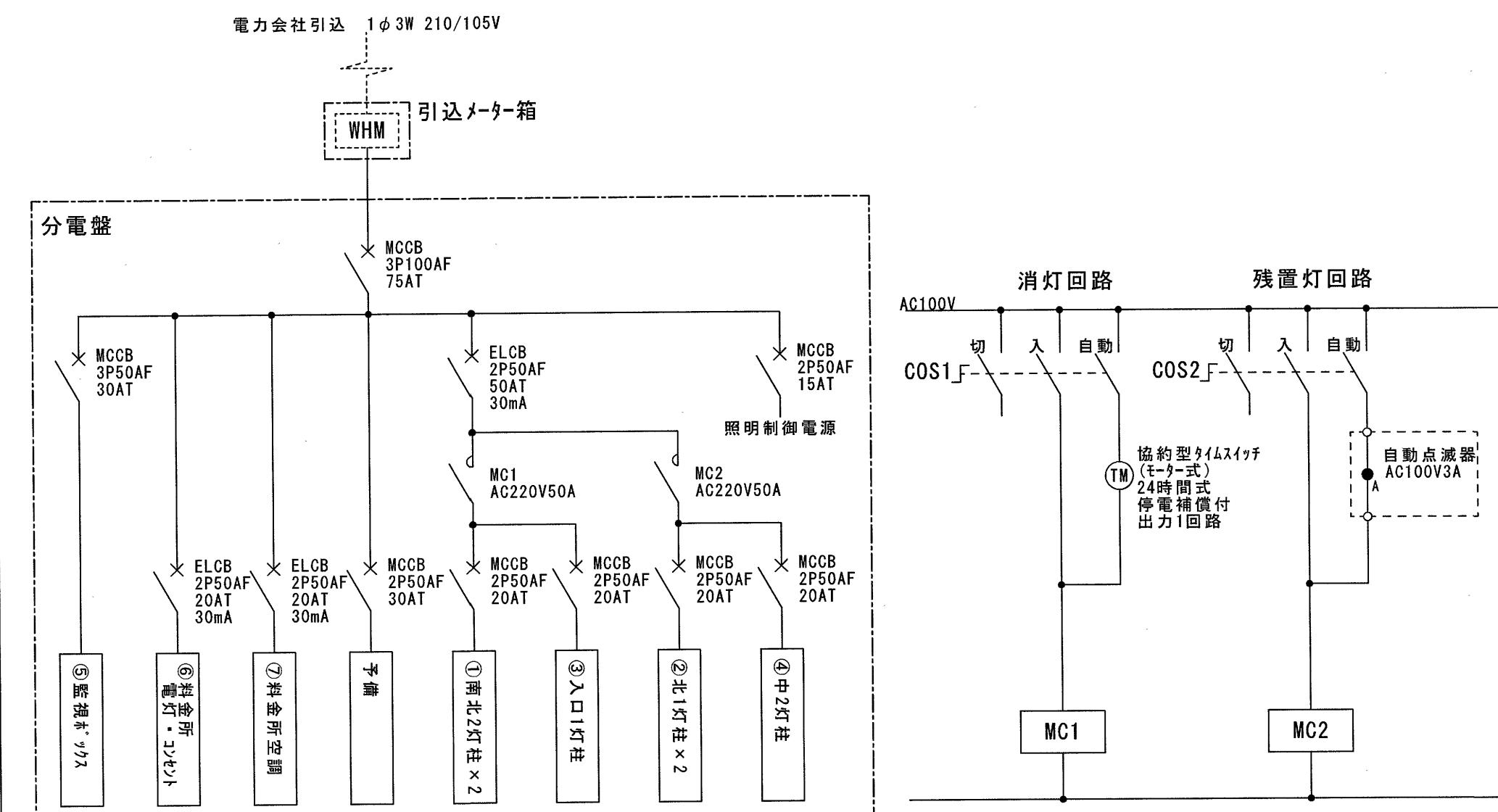
仕様
屋外露出型（電柱取付） 封印付キーハンドル付き
SUS製 メーカー標準色
※既製品可

新設引込メータ箱 参考姿図 S=1/10

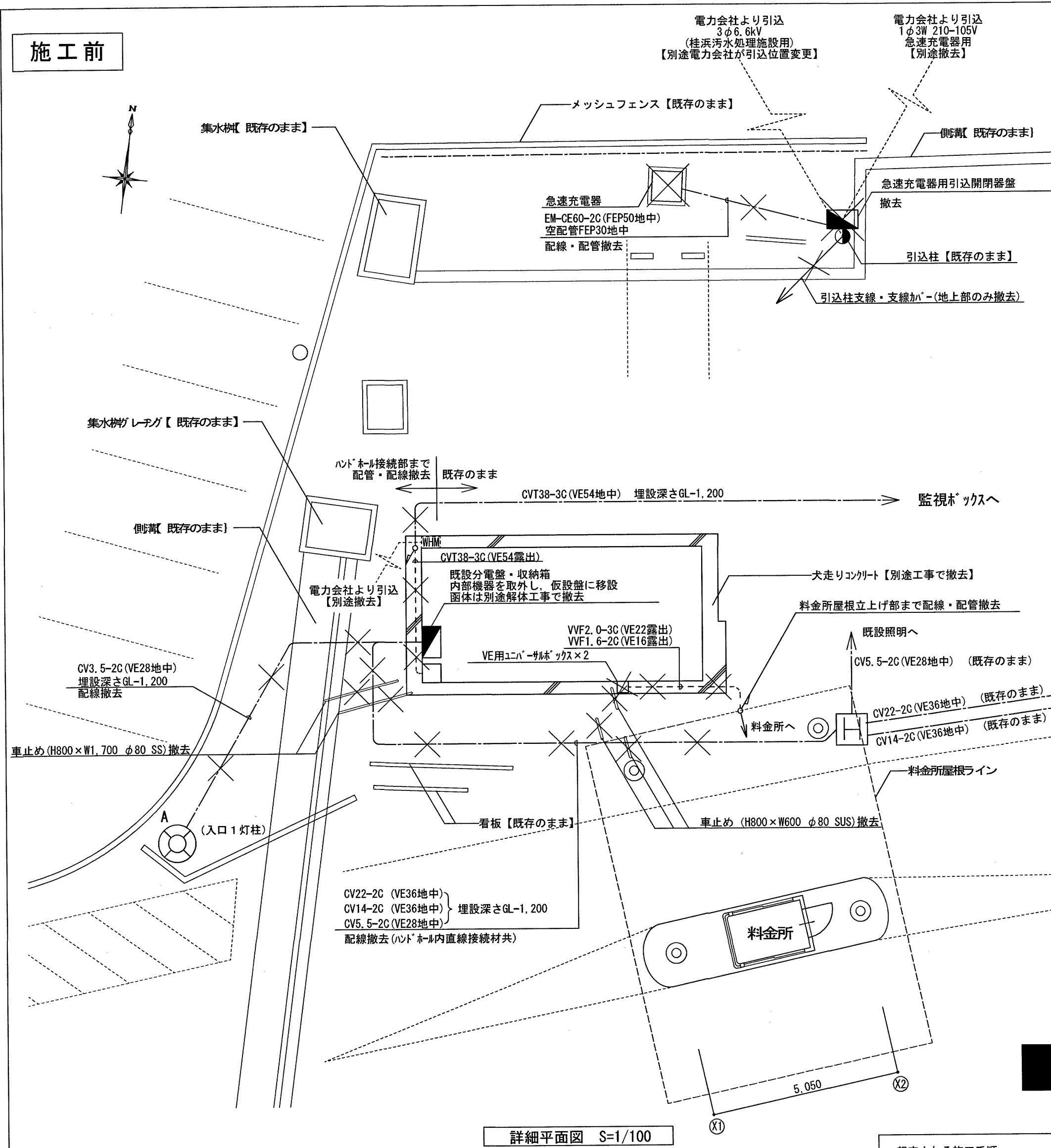


仕様
屋外露出型（電柱取付） 操作小扉付
SUS製 指定色塗装
外形寸法等は参考とし、監督職員の承諾により決定する。

新設分電盤 参考姿図 S=1/10



新設分電盤類結線図



 撤去を示す。

特記なき場合、既設埋設配管の埋設深さはGL-600である。

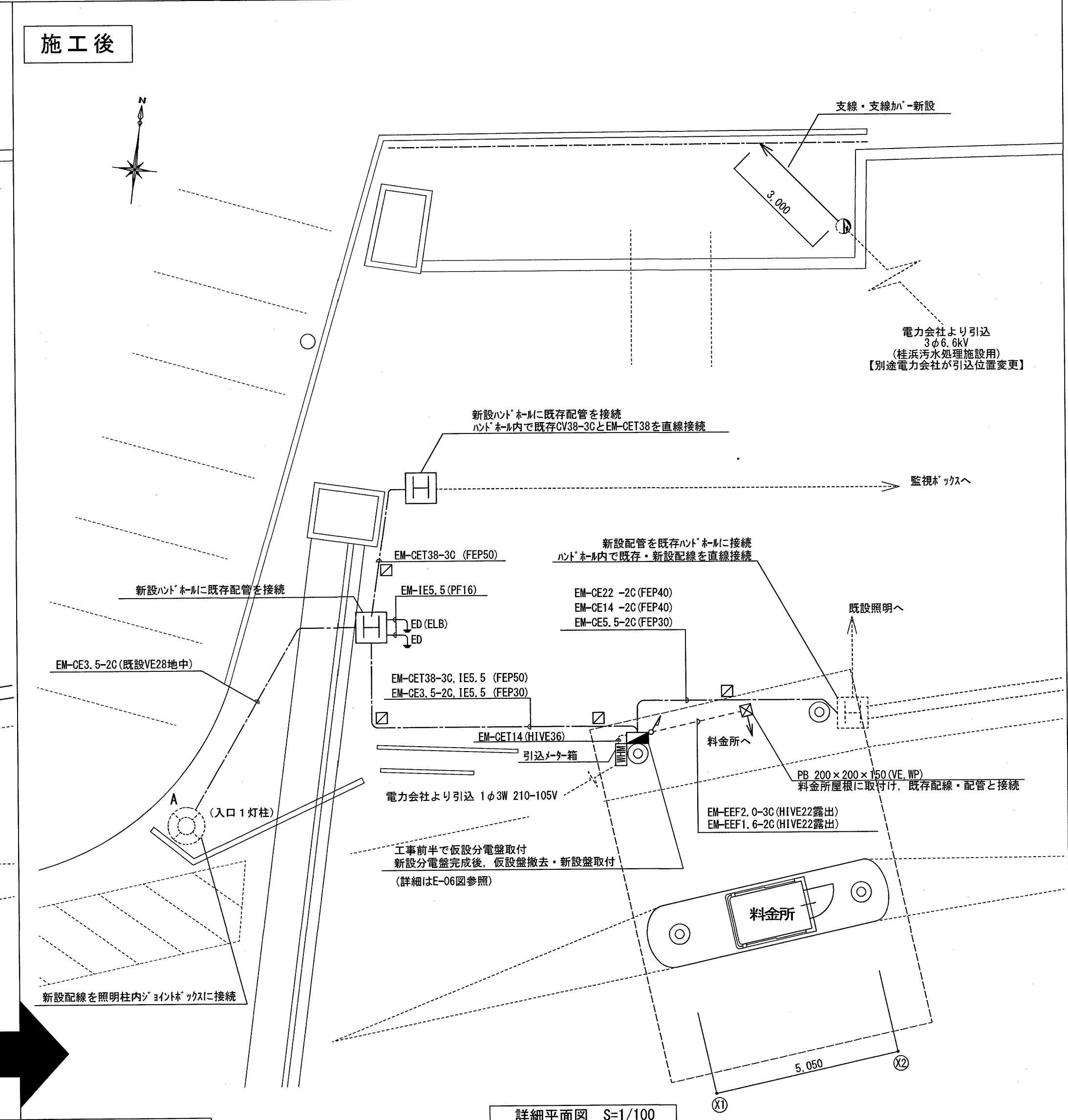
想定される施工手順

- 急速充電器用引込開閉器盤、急速充電器撤去
- 構内柱支線撤去・新設
- 配管・配線の撤去新設（埋設配管に伴う土工事、車止め撤去）
- 仮設盤に電源切替・既設照明柱等への配線切替（停電作業）
- 新設分電盤完成後、仮設盤撤去・新設盤取付（停電作業）
- 舗装工事完了後、地中埋設標等取付

留意事項

- ・ 2は、工事期間中に予定されている電力会社の電柱移設にあわせて実施すること。
- ・ 4は、別途解体工事の現場施工開始（令和7年3月中旬予定）前に実施されること

※新設埋設配管の埋設深さは特記仕様書(2)参照
※新設支線の方向は監督職員と協議の上決定する。



詳細平面図 S=1/100

凡例

ハンドホール H1-6 S20K鉄蓋

地中埋設標(鉄製)

----- 既存・別途工事を示す。

	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		桂浜公園駐車場管理事務所解体に伴う電気設備工事					E-05
		図面名 平面詳細図（施工前・施工後）	縮尺	1/100, 1/50	作図 R.	年月日	

